

裁判員経験者と有識者との意見交換会議事概要

日時 平成23年12月21日(金)午後4時から午後6時

場所 東京地方裁判所大会議室

裁判員経験者は、着席順に「1番」等と表記した。

岡田雄一東京地裁所長(以下「司会者」と表記する。)

裁判員経験者の皆さま及び有識者懇談会の皆さまには、お忙しい中、本日の意見交換会にお集まりいただき、誠にありがとうございます。私は、東京地方裁判所の岡田雄一と申します。この会の趣旨のご説明を兼ねて一言ごあいさつを申し上げます。

東京地裁では、かねて実際に裁判員裁判を経験された方で、お差し支えのない方々に集まっていただきまして、裁判員裁判を担当する立場の東京地裁の裁判官、東京地検の検察官及び在京弁護士会の弁護士の方々との意見交換会を行う機会を設けて、経験された裁判員裁判に関する率直なご感想、ご意見をお伺いして意見交換を重ね、それを受けて法曹三者において反省と検討を重ねて、裁判員裁判をよりわかりやすいものにするためのそれぞれの取り組みに生かしているところであります。

ところで、最高裁判所においては、裁判員制度の運営等に関する有識者懇談会が設置され、平成21年1月の第1回懇談会が開かれて以降、各界から選ばれた委員の方々が、裁判員裁判のあり方等についてさまざまな角度から議論を重ねておられます。

そこでこの際、有識者懇談会の委員の方々と東京地裁の裁判員裁判を経験された方々との意見交換の機会を持つことも大変有意義であるというふうに考えまして本日の意見交換会を企画

いたしました。

本日おいでいただいた裁判員経験者の方々は、これまで行われた裁判員裁判で裁判員を務められた方々の中からできるだけ事件の種類や審理の内容等が偏らないように留意しながら、順次、意見交換会にご協力いただけると思われる方々にご連絡を差し上げて、日程の調整が可能であったここにいらっしゃる8名の方々にご出席をお願いしたものであります。

本日の意見交換会では、恐らく裁判員裁判における審理のあり方や評議のあり方などが委員の方々の主たる関心事になるのではないかとおもわれますが、それ以外の問題点も含めて裁判員経験者の方々には、担当された裁判員裁判に関する忌憚のない、むしろ辛口のご意見をお聞かせいただければ、今後の裁判員裁判をよりよいものにするための有識者懇談会の議論や、私ども実務家の検討作業に大いに資するものと期待しておりますので、どうかご遠慮なくお考えやご感想を述べていただきますようお願い申し上げます、私の開会のごあいさつとさせていただきます。

本日の意見交換会にご出席の裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会の委員の方々を、50音順に簡単にご紹介をさせていただきます。

まず、労働政策研究・研修機構特任研究員の今田幸子委員です。

次に、最高検察庁公判部長兼裁判員公判部長、岩橋義明委員です。

続いて、お茶の水女子大学客員教授・名誉教授、内田伸子委員です。

続きまして，第二東京弁護士会弁護士，小野正典委員です。

続きまして，右手にまいりますが，京都大学大学院法学研究科教授，酒巻匡委員です。

続きまして，中央大学法科大学院教授・法務研究科長，椎橋隆幸委員です。

続きまして，学習院大学法科大学院教授龍岡資晃委員です。

続きまして，ジャーナリストの榊井成夫委員です。

続きまして，有識者懇談会にオブザーバーとして出席しております東京地方裁判所の刑事部所長代行者の河合健司判事です。

次に裁判員経験者の方々をご紹介いたしますので，簡単に裁判員経験者の方々から，ごあいさつかたがた，感想などありましたら，短い時間で結構ですので，述べていただけますでしょうか。

まず1番の方ですが，現住建造物等放火事件，これは自白事件であったようですが，これをご担当いただきました。職務従事日数は4日ということでございます。

1 番

裁判員として4日間，務めさせていただきました。当初はですな，周りにまだ裁判員として選ばれた方が1人もいらっしゃらなくて，私の勤める会社でも初だったということから，わからないこともたくさんあったんですけども，しっかりとしたフレームワークの中でしっかりと議論させていただいたと記憶しております。よろしく願いいたします。

司会者

どうもありがとうございました。

続きまして2番の方は，強盗致傷，強盗，窃盗等，合計8件

の事件を担当になりました。否認事件であったようですが、職務従事日数は11日ということでございます。

2番

私は学校を出ましてから64歳まで会社員として同じ会社に勤めておりました。その間、ほとんどが管理部門の仕事でしたので、常に公平に判断をするということを上司からも教育を受け、自分なりにもそれを自分自身で言い聞かせながら、64歳まで働きました。

その後、2年前に退職してから、現在は防犯活動をしている団体の役員として、防犯ということに関して日頃から意識を持ちながら過ごしておりまして、今回裁判員制度で裁判員に選ばれて、非常に私自身関心を持って、そして公平にこのお役に組みたいと思いながら勤務したつもりでございます。以上でございます。

司会者

どうもありがとうございました。

3番目の方は、強盗致傷、内容的にはタクシー強盗であったようですが、自白事件で職務従事日数は3日と伺っております。

3番

小学生の子どもを持つ母親です。裁判員に決まったときに、私の母に伝えたら、大変なことを引き受けることになったねって、すごいがっかりしたように言われてしまいました。で、私の主人は、すごいうらやましい、俺が代わりに行きたいというふうに言ってました。で、私自身は貴重な経験をさせていただくので、ありがたいと思って、引き受けさせていただきました。

司会者

ありがとうございました。

4番目の方は、強姦致傷と住居侵入でございますね。そしてこれはちょっと珍しいですが、区分審理が行われた事件のようでありまして、否認事件でありました。職務従事日数は9日と伺っております。

4番

はい。ただ今紹介にあずかりましたとおり、非常にちょっと罪名としては重い事件をやらせていただきました。我々裁判員が呼ばれて、裁判員というものを初めて経験してみたんですけども、9日間の活動の中で私としては被害者のほうの感情に基づいた量刑なり判断を下すことができたと思っております、いい、非常に有意義な制度だと思っております。

今日は、プロの方々も参加して、いろんな貴重な意見を聞けると思うので、非常に楽しみにしております。よろしく願いいたします。

司会者

どうもありがとうございました。

5番目の方は、強盗致傷と強盗未遂、コンビニ強盗2件のようですが、自白事件で、職務従事日数は4日と伺っております。

5番

人の人生に関わることでしたので、私としては、犯行もさることながら、その人の背景ですとか人間関係まで、自分の中では初めてと行っていいほど、人のことについて一生懸命考えさせられました。すごく貴重な時間をいただいたと思っております。以上です。

司会者

続いて6番の方は、覚せい剤取締法違反、関税法違反事件、3件ということで、否認事件であったようですが、職務従事日数は19日というふうに伺っております。どうぞ。

6番

私の場合、19日という非常に長期間であったため、属している職場の周りの人たちには非常に迷惑をかけたんですけれども、個人的には非常に勉強することが多くて、法律の考え方とか、自分の世界が非常に広がって、大変いい経験をさせていただいたと思っております。よろしく申し上げます。

司会者

ありがとうございました。

続いて7番の方ですが、現住建造物等放火の自白事件で、職務従事日数は4日と伺っております。どうぞ。

7番

よろしくお願ひいたします。裁判員制度ということで、私の日常からは、非常に非日常というか、やはり選ばれたということに関しては正直、驚いたということかですね、ただ、どうせやるからには、ぜひ最後までやりたいなという気持ちが出てきたのも正直なところです。

私が担当させていただいた事件というのは、家族とのトラブルでお父さんが家に火をつけるというような話だったんですが、私も親として、自分の日常と重ねてというか、そういう人の人生を見ることができて、私の人生に合わせたときに、自分がどうなんだと、改めていろいろ考えさせられる機会ということで、いい経験をさせてもらったと思っております。

司会者

どうもありがとうございました。

最後に 8 番の方ですが，殺人の否認事件で，職務従事日数は 4 日と伺っております。どうぞ。

8 番

はい。私は娘がおりまして，会社員をやっております。職務日数は 4 日間と短かったこともありますし，私も管理部門ですので，仕事の都合がつけやすかったこともありまして，職場の理解は非常にスムーズに得られたかなと思います。

妻と，実は，裁判員の制度について非常に昔からよく話をしていた，もし選ばれたらすごいねと，むしろ妻のほうが本当に行きたがっていたんですけれども，私のほうが当たって，非常に残念がってました。

正直に話せない程度に，家族ですが，そこは意識したつもりなんですけども，かなり細かく話をしていました。

私の友人でも，やっぱり興味があるという人間が結構いまして，個人名，当然そういうところは気をつけながら，どういう感じで話をしたのかと，どういう感じで裁判員制度で動いているのかといったところを話したところ，結構，皆，感心して聞いてもらえたというか，非常に興味を持っている方は多いなというふうに思いました。非常に貴重な経験をさせていただいたと思っております。今日はよろしく申し上げます。

司会者

どうもありがとうございました。

では，これから，意見交換に移ります。

基本的には有識者の委員の方々からご質問を承った上で，そのご質問に即して意見交換を進めてまいりたいと思っております。

す。どなたからでも結構ですので，委員の方からご質問をいただけますでしょうか。

それでは，酒巻委員，どうぞ。

酒巻委員

皆様，今日は貴重な機会をありがとうございました。私は京都大学で刑事裁判を専門に学生に教えている者です。お聞きしたいことは多くあるのですが，特に3番の方と5番の方におたずねします。ご紹介にあったように，担当されたのはそれぞれ強盗という重大事件ではありますが，被告人のほうは最初から罪を認めている，そういう事件でしたね。

そうすると，恐らく，例えばタクシー強盗の被害者の方とか，あるいは，コンビニ強盗の襲われた店員さん，そういう被害者の方は実際には法廷に来なくて，代わりに警察とか検察で作られた被害者の調書というのが法廷で読まれたんじゃないかと思うのです。こういう事件だと，証人は来ない。被告人はしゃべったかもしれませんが。

そこで，お聞きになって，事件が単純であれば，調書の読み上げはわかりやすかったのかもしれませんが，やっぱり本当に被害にあったご本人が法廷に来て，証人として話を聞いてみたいと思われるのではなかろうかと，私は想像してるのですが，そのあたり，どのようなご感想をお持ちになりましたでしょうか。被害者がある場にいなかったということについて，どのように思われたかということをお尋ねしたいと存じます。よろしくお願いします。

司会者

今のご質問は，とりあえず3番の方，5番の方ということな

んですが、3番の方、被害者の方は証人でいらっしやっていた
んでしょうか。

3番

いらっしやいませんでした。

司会者

それでは、その点について、どんなご感想を持たれたかとい
う今のご質問のようなんですが、いかがでございましょうか。

3番

そうですね。もし、いらっしやったら、もっと被害者のほう
に気持ちが、そういうような判決に、評議のときにそういう雰
囲気になったのかもしれないんですが、ま、とりあえず被害者
の方の被害状況の写真を見たり、その写真を見ることで、気持
ちを推しはかるというような感じだったんですが、やっぱり生
の声を聞くと、もっと、もう少し罪を重くしたほうがいいんじ
ゃないかというふうな気持ちになっちゃったかもしれないです。
あとは、本人の気持ちをもっと聞きたかったのはありますね。

司会者

同じことですが、5番の方、いかがでしょうか。

5番

はい、私の場合も、ビデオと写真と手紙というのがございま
したので、被害にあわれた方の今の精神状態とかも書かれてま
したので、やはりその辺はいらっしやらなくても、考慮はでき
たとは思いますが。でも、もしいらっしやるとしたら、その被害
者の方のあとあとの気持ちとかを考えると、ちょっと私は、出
てこなかったほうがよかったのではないかなというのは思いま
す。

酒巻委員

写真とか，そういうのがあったとは思いますが，被害の状況については，検事さんが，その方たちのしゃべったことを記録した調書を読んだんじゃないかと思うんです。そのようなやり方については，どのように思われましたか。やっぱり被害を受けたご本人から直接話を聞きたいと思いませんか。

5 番

そうですね。でも，十分手紙でも，ええ。ただ，読まれる方はずっと感情なしに読まれますので，そういう点ではやはり，ご本人の，そういうふうに言われると，声なり，録音ですとか，そういった部分でも確かにいいのかなということは思います。

司会者

では，梶井委員，どうぞ。

梶井委員

梶井と申します。私は，ジャーナリストということになりますけども，新聞社に勤めておりましたころ，司法記者というのがありまして，この建物の下のほうであります。よく歩き回っていたという経歴です。

私は，否認事件で2番の方と6番の方にお伺いしたいと思います。否認事件は，大変また難しい事件で，検察側が立証し，あるいはそれを否認されるという経過がありまして，その中で，どのようなところが，振り返られて一番理解がしにくかった，あるいは理解した後には，どこで一番この事実関係を決めるときに，悩まれたか，それをかいつまんでお話しただければと思います。

司会者

それでは、順番に2番の方から、今のご質問に、何でも結構です。多少広がっても結構ですので、どうぞ。

2番

まず、私は、私が参加しました裁判の中で、裁判というのは、1つのその事件が、すべて解決するものではないなということを実感したんですね。

それは、被告人が強盗するに当たって、ほとんど情報屋から情報を得て動いているけれども、その情報源を最後まで言わない。秘匿する。しかし、それは黙秘権があるから、許されているのかもわからないんですけれども、その辺に対して検察官がもっと何かアプローチできないのかとか、そういうことに非常にもどかしさを感じました。

ですから、この制度は非常に重要だなと、ただ、全くの法律の素人が参加するわけですから、非常に最初の発言なんか、若干の躊躇が私なんかもあったんですけれども、それを解消するのは、裁判官との信頼関係だと思うんですけれども、裁判官が庶民目線で裁判員に接してくれるということが大切だなと思いましたですね。

幸いにして、私の場合は、昼食も安い弁当と一緒に食べながら、裁判とは全然関係のない趣味の話とか、そういうことをするというので、ああ、この方は、裁判官というのは、何か堅物みたいな印象を持っていたけども、全然違うんだなと、そういう印象から、こちら側の本音も言いやすくなったなというふうに思います。

ですから、やはりこの運用ということで、進行する裁判官の手腕というのも、非常に大切だなというふうに思います。以上

でございます。

司会者

合わせて、例えば進行や、それから事案の内容が理解しやすかったかどうかというあたりは、いかがでしょうか。こういう点ちょっと工夫してほしかったとおっしゃりたいのか、それともこの辺は非常にわかりやすかったというお話なのか、そのあたりいかがでしょうか。

2 番

進行係も、裁判長、そして陪席の2名の裁判官の方なんかも、不明な点に関する説明というのが非常に丁寧だったですね。

ただ1つ、私が困ったなと思ったのは、用意された資料を自宅へ持って帰って勉強できないわけです。全部置いて帰る。そうしますと、私、先ほどの最初の自己紹介のときにちょっと出ましたですけども、管理部門の仕事をずっとやってきて、公平にやるということは、确实性に重きを置くということでやらなきゃいかんというふうに、自分自身で今日まで納得してきたんですけども。

そうしますと、最後の判決を議論するときに判例集みたいなのを用意されてたんですけども、類似事件の判例集みたいなのを用意されたんですけど、それも理解するのに時間も必要だし、私は年齢的になかなか頭も固くなってきてるんで、私は個人的に朝、地裁の開門が8時間半だったので、8時半に開くとすぐに評議室に行って、係の人に開けてもらって、それを読んで、というようなことをしたんです。

これを早朝の自習時間、それから、今日はこれで解散ですといっても、あと1時間はこの部屋で勉強してもいいよとかいう

ようなことを工夫しといたほうがいいんじゃないかなと思った
ですね。私は個人的にもサラリーマンのときに、会議がある時
きでも早く行って、書類を読み直したりとか、そういう癖がつ
いていたので、今回も同じようなことをしたんですけども。

私ぐらいの年になったら、厚かましくなるんで、事務所へ行
って、評議室を開けてくれなんてことを平気で言えるようにな
ってるもんですからね。でも、女性の方なんかも、そういうこ
とをしたいと思ってた方もいらっしゃるかもわからないと思
いますので、その辺は一考していただければいいんじゃないかな
というふうな気持ちを持っております。以上です。

司会者

ありがとうございました。

では、6番の方、職務従事日数がかなり長かったようですが、
わかりやすかった点、あるいはわかりにくかった点も含めて、
感想を述べていただけますか。

6番

はい。否認事件ということで、被告も否認している。で、検
察が呼んだ証人も法廷に出てきてから証言をひっくり返すみた
いな状況で、すごい荒れたんですけども。

その中で証拠に基づいて評議を進めていかなければならない
というところで、暴力団絡みの事件だったので、やはり裁判員、
6人いたんですけども、かなり先入観を持ってしまって評議
を進めがちな部分があって、そこで、いろんな証拠を総合的に
考えるという発想になりがちなんだけれども、証拠1つ1つを
どういうふうに判断するかという手続というのが、やっぱり一
般の人、私も含めて、考え方としては慣れてないんで。

ただ、そういうところで裁判長、裁判官にいろいろ教えてもらいながら、最終的には適正なというか、ちゃんとした評議として結論が出せたのかなというふうに考えています。

司会者

梶井委員、いかがでしょうか。さらにまた、続けてご質問があれば。

梶井委員

6番の方にお伺いしますと、なかなかこれ難しい事件ですよ。非常にね。否認でもあるし、長い時間。そしてまた、検察もかなり立証も難しいと思いますし、かなり書面による要するに供述というか、含めて、かなりそれを使わざるを得ないようなことがあると思うんですが、それを聞かれながら、あるいはどのように立証したのか、私、わかりませんが、それを、理解を含めていかがでしたでしょうか。

司会者

要するに、法廷での証拠調べ、証人の尋問等があったと思うんですが、それがすうっと頭に入っていったかどうかというあたりをご質問だと思うんですが、いかがでしょうか。

6番

証拠の点数も非常に多かったし、その書面も途中から、陳述調書を証拠採用するような要望が上がってきてとか、どんどん増えていったりもしたんで、そういう部分の理解というのは非常に難しかったです。

事件が3つあって、その3つを全部、それぞれについて考えなくちゃいけないという部分で数も膨大でしたし、ですから、評議のときにはホワイトボードを使って、何日もかけて1個1

個整理しながらやっていって、それでようやく理解できた、もしくは理解できたというふうに思い込んだというようなところだと思います。

岩橋委員

最高検の岩橋でございますが、6番の方、恐縮ですけれども、覚せい剤の密輸事件を担当されたということなんですが、覚せい剤の事件というのは、市民の感覚とはちょっとかけ離れたところの事件であって、裁判員裁判にふさわしくないのではないかという意見もあるんですけれども、しかも今、お聞きしていると、非常に負担が大きいと、特に否認事件であって、わかりにくい部分もあるということで、そのあたりの率直なご感想をお聞かせ願えればと思うんですが。

6番

期間が長期だったんですけれども、その覚せい剤事件、関税法違反とか、そういった部分については、直接的な被害者が見えないという部分では、参加した裁判員、皆、ちょっと言い方は不謹慎かもしれないですけれども、気が楽だねというような話をしていました。

こういう事件だから被害者が見えないから、楽だけど、これが強姦致傷とか、そういった事件だったら、どんなに大変だったろう、殺人でなくてよかったねみたいな話はしたんですけれども。

ただ、最終的に、最後の判決を出すときには、やはり最後まで否認し続けていた被告だったんで、やってないと最後まで言われると、ちょっと心にどうなんでしょう、負担になる部分はありました。ただ、すぐに控訴してくれたんで、そういう部分で

は、皆楽になったと思うんですけども。

司会者

覚せい剤の事件を裁判員の方々が扱うことについて、どのような感想ですかという点について、何かご感想がありましたら、どうぞ。

6 番

話し忘れてしまって、すみません。市民感覚からずれてるといふ指摘の部分については、確かに身の回りにないことなんで、ずれているし、裁判員の中でも、量刑の判断をするときにかなり幅の振れがありましたね。

そういう意味では、扱いづらい分野の事件だといふふうには感じましたけれども、ちょっと話が広がりますけども、裁判員制度の目的の中に、もし司法というものが身近に感じられるとか、何かそういう部分があるとすれば、そういった事件であっても、裁判員を経験する人が増えることは悪いことじゃないなといふふうに思いました。

司会者

どうもありがとうございました。そのほかの委員の方でご質問、ありますか。

小野委員

小野でございますが、今の6番の方、それから、先ほどのちょっと長かった2番の方、またお尋ねしたいんですけど、証拠の中に証人尋問という形で、証人の証言もあつたのではないかと思いますし、調書が読まれたというものも、両方あつたのではないかなといふふうに思うんですけども、皆さん方がお聞きになっていて、証言のほうがやっぱりわかりやすいのか、

調書でもそれなりにわかるのか，あるいはわかりにくいのかと
というような感想がもしあれば，お聞かせいただきたいんですが。

司会者

2番の方，まずどうぞ。

2番

やはり，証人で出てこられた方に，検察官，それから弁護人が
いろいろ質問するということは，やっぱり争点になっている
部分に対する質問に当然入ってくるわけで，そこをどういうふう
に発言するかということで，非常にわかりやすいと言います
か，言葉は悪いですけども，ごまかそうとしているのかとか，
その辺の細かいニュアンスというのが，直接聞くほうがよくわ
かると思います。

これも質問する人の腕もあると思うんですけども，上手に
質問される方は，やはり逃がさないというんですかね，ごまか
しても無理だぞというようなことが言外に表れてるような感じ
は，何度も私は受けましたんで，それを裁判官，それから裁判
員の目の前で，そういうことを実際に見聞するということは，
非常にわかりやすくてよかったですと思います。

調書だと，やはり，どうしても抑揚なしに，文書のみ把握す
るというんですか，ということは，事実関係だけが，これは事
実じゃないのもあるのかわかりませんが，その文言だけ
で把握するのと，ちょっと重みが違うなというのが率直な感想
です。

司会者

どうもありがとうございました。

6番の方，重ねてお願いいたします。

6 番

証言と調書なんですけれども、私が担当した事件では、証言がいきなりひっくり返って、かなりうそばかりに聞こえるようなことを言ってしまったので、調書を証拠として後から採用を求められるというような状況があったので、証言自体、目の前に人がいるということのわかりやすさ、ただ、それと同時に暴力団関係だったんで、法廷で証言をひっくり返すとか、たまにあるようなんで、そういった部分で本当かうそかの判断は難しかったと思います。

ただ、調書のほうについても、検察官が作った調書というのが、話ができ過ぎてるような部分もあって、ストーリーとしてはわかりやすいんだけど、腑に落ちない、納得できないというような意見が聞かれた部分もあって、そういう部分で、どちらがわかりやすいとか、どちらがいいとかというのは、一概に判断はできませんでした。

司会者

ありがとうございました。

4 番の方も、否認事件で、職務従事日数が長いようなので、多分、証人を調べられたと思うんですが、同じ質問でいかがでございましょうか。どういうご感想だったでしょうか。

4 番

そうですね。供述か調書か、どっちのほうがいいのかという感じなのかな。そうですね。確かに2 番の方がおっしゃるように、調書だと、もう事実関係をずらずらと字面で説明を受けるという感じに、どうしてもなりがちなんですけど、本人が出廷した上での供述という時間がありますと、私の事件の場合、強姦

というのがありましたんで、いろいろ、どういう心情でその犯行に至ったのかとかいうのを聞いた上で、量刑に反映しようかなという気も出てきますし、私もやはり、どちらが効果的なのかなと聞かれたら、迷わず、供述というか、証言のほうが上と一っちゃん変ですけれども、優位性が高いのかなというふうに私は思っております。

司会者

ありがとうございました。

否認事件ということになりますと、8番の方も否認事件だったと思うんですが、これは職務従事日数が短いんで、証人はなかったんでしょうか。

8番

はい。証人は出廷しなかったですね。確かに、供述調書等がありましたけども、私が担当した事件は、ほかに誰もいない、被告人と被害者だけという中でしたので、状況証拠といいますが、その前後関係でどんな生活をしていたかということについての供述調書といいますが、周りの、近隣の方の証言とか、そういうのはありましたので、感情が入る、入らないといったことでの違いというのは、今、ご質問があったような感じのことでは、一切差は感じていませんですね。

司会者

供述調書だけで、書面だけで、心証形成をしなければならなかったということについて、どういう感想がおありか、もしあれば述べていただきたいんですが、いかがでしょうか。

8番

はい。そういった意味では、事件関係者の供述調書というの

は、被告人本人のみということになると思うんですが、被告人は当然目の前に座っていますし、一応、否認は否認なんですけども、私の担当事件の場合は、本人がやったことに関しては明確な否定はしていないという、要は誰が考えても、この人ですよねという状況の中で、ただ、本人は覚えていないという意味で否認をしておりましたので、そういった意味では、何ということですか、無意識にやったかどうかとか、正当防衛が成立するかどうかとか、そういったところが、割と論点になっていたかと思います。

で、本人はもちろん、やったのは自分かもしれないけれども、覚えていませんという理由でもって否認をしてました。そこは、もう検察官の方が出される後といたしますか、状況証拠の積み上げの中でこれだけのものが揃っていて、なお本人が知らないと言い張るといふ、そういう話がメインでしたね。

むしろ本人が法廷でお話をされる証言を実際に聞いても、本人はそう思いたいんだろうなというのを決して否定はしないんですけども、有利に働いたかどうかといたしますと、かえって、ちょっと反対に働いたんじゃないかなというふうに感じます。

司会者

どうもありがとうございました。

今のお話の流れで、さらに追加してお聞きになりたいのでしょうか。今田委員，どうぞ。

今田委員

裁判員制度というのは、市民感覚を裁判に導入すると、持ち込むという感覚でという、そこは重要なポイントで、皆さんがそれに参加されてということなんです。

事件によって、厳しい事件もあるということなので、ぜひお伺いしたいと思ったのが、特に4番の方と8番の方、そういう意味では内容から言って、我々市民が日常的に関わらないような、そういうかなり厳しい事件であったと思うんですが。

そのときに市民感覚をこれに持ち込むというときに、個人的な感情とか、罪に対する何と言いますかね、意識とか、犯した人に対する非難するような、個人的な気持ちだとか、いろいろあると思うんですけど、そういうものをこういう事件で、裁判員として関わらざるを得なかった状況で、どのような感じだったのか、感想だったのか。

かなり厳しい状況だったのか、そういうのはきちっとある程度コントロールできて、事実関係をきちんと理解すれば、そういうものはそれほど問題なく、一般市民の感覚を持った上で、そういうことに臨めるものだったのかどうか、そのあたりをお聞かせいただけたらと。特にほかの方もご意見があったらいいんですけど、特に4番と8番の方、いかがでしょうか。

司会者

それでは、4番の方、どうぞ。

4番

そうですね。個人の感情とか、そういうところは、多分私が一番聞かれるのかなって思いながら、今日来たんですけども、結論から申しますと、私の事件の場合は強姦でしたけども、こんなやつ去勢するしかねえだろうとか、そういう個人的な感情はなく、事実をまず知り、この被告の場合は、10件ぐらい同じような事件を犯してたというのもありましたんで、そこの大変な事件を客観的に見て、裁判官からのアドバイスとして、過

去にもっとひどい，こんな事件もあったんだぞっていうのも聞き，客観的に判断した上で，私としては量刑をこの年数というのは，意見として申し出た次第ですので，そこら辺は余り個人的な感情が前面に押し出て，いやあ，そんなの納得できないということは，私の場合にはありませんでした。非常にそこら辺はコントロールできてたと思っております。

司会者

こういう重い類型の裁判に関わること自体の葛藤と申しますか，そういうことを多分，お聞きになったんだろうと思うんですが，その点はいかがでしょうか。

4 番

最初の招集日ですかね，のときに事件の内容を初めて知ったわけですけど，正直，私は最初に思ったのは，殺人事件じゃなくてまだよかったかなというのはあります。残虐なそういう写真を見ることも特にはないのかなと。

ただ，やはり被害者が女性ばかりということもありますし，最大の屈辱を味わされているわけですから，そういうのを何件も犯しているという事件だということがわかったときには，非常に気が重かったですし，拘束日数 9 日のうちの最初 2 日，3 日というのは，その 10 件ぐらいの事件の犯行態様の説明だけで 1 日終わるような日もありましたから，正直，そういう日は，覚悟はしていたとは言え，かなり気が重くなりましたね。ちょっと外に出ても，あんまり女性の顔，見づらいなということはありませんでした。

でも，最後のほうには，そういうのが，滅入った気持ちで活動に参加するということにはなかったですし，これも言っちゃな

んですけど、慣れというか、何日かやってるうちに、そこら辺は客観的に判断できるように、私の場合はなりました。

司会者

ありがとうございました。

では、8番の方、どうぞ。

8番

事件の内容から言って、まず心理的負担があったかどうかと言いますと、最初に殺人事件の担当ということを知ったときには、やはりそれなりに、あ、これは大変な事件なんだなというふうには感じました。ただ、私が担当した事件の場合は、被告人と被害者との間のそれまでの関係性からいって、非常に同情する事情も、多分にあった事件だったと思います。

ですので、まさに個人的な、我々がどうそれに対して思いを持つかということに関しては、裁判員の間でも相当いろいろ意見が出ましたし、正直、我々まさに量刑を決めるところが一番、実は苦労した気がします。

というのは、我々やはり当然素人ですし、どれぐらいの重さの刑が、刑罰そのものの内容と量刑というものの妥当性というのは、当然、我々は余り普段意識することはありませんので、どちらかと言うと、ちょっと比較するのはうまくないかもしれませんが、私の担当した事件で、仮に懲役が5年が妥当だとしたら、私はむしろ、個人的にはですけども、強姦を何十件も、何件もやっている、もしくは幼い子供に手をかけたといったほうが、10倍ぐらい重くてもいいんじゃないかなと、例えば個人的にはそういう感情を持っています。

ただし、それは、やはり過去の判例とかも、最後のほうに量

刑を決めるときに、裁判長の方にいろいろご紹介いただいて、これぐらいの重さだったら、大体これぐらいでしたねというところで、結局、比較対照して行って、相対的にじゃ、この辺かなというふうに、裁判員の皆で、気持ちの折り合いを付けていったと、そういう感じでした。

ですので、ある意味、いい言い方をすれば、非常にそういった意味では感情は出せるけれども、落ち着きどころは、裁判長の方がうまく落としどころを決めていただいたのかなと。

逆に言うと、庶民感情というのが、そこである意味、枷がかかっているというのはあるのかもしれませんが。それは、事件の内容をその1事件の中で考えるというよりは、むしろ、この事件と、例えば殺人なら殺人、強姦なら強姦はいいんですけども、それぞれの軽重というものに関して、相対的に考えるということができていないような気がします。

司会者

どうもありがとうございました。

では、龍岡委員、どうぞ。

龍岡委員

龍岡です。私は、前、裁判官をやってましたんですけど、幾つかというか、たくさんお聞きしたい点があるんですが、ちょっとこの中で証人に尋問されたり、被告人に質問をされた方はおられますか。

じゃ、その方にちょっと伺います。尋問や質問ですね、被告人に対する質問というのは、十分できましたですか。聞きたい点が十分聞けたんだろうかという点をちょっとお伺いしたいんです。それから、もう少し聞きたいんですけど。

今まで、余り発言されてない方どうぞ。

1 番

私が担当させていただいたケースでは、結構、加害者の方、被告人の方に対する質問というのは、私だけではなくて、ほかの裁判員の方からも出ていた気がします。

やはり論点が、被告人がどういうふう感じたかとか、何を思ってこういう行動をしたのかというところが、かなりメインになりましたので、そういった意味で、質問としてもわりと投げやすい内容ではあったと。で、本人、目の前にいますので、どういうふう思ったかと、率直な意見を聞けるという意味で、質問の数は結構あったと思いますし、しやすさという意味ではしやすい環境ではあったかなと思います。

龍岡委員

質問することによって、自分の疑問に思ったことって、やっぱりよくわかるという感じですか。当たり前のことのようなんだけど、ちょっと念のために。

1 番

そういうふうに記憶しています。あと、調書だとか証拠だとか、いろいろご説明いただく中で、自分としてはこういう理解でいいのかなというところを本人に聞いてみるということができましたので、私は、あなたが言ったこと、状況を鑑みて、こういうふうに判断したんじゃないかと、こういうふうに感じたんじゃないかと思ってるんですけども、そのあたりはどうなんですかということで、それがイエスなりノーなり、ちょっと違うとか、そういうコメントが返ってきたりするんですけども、答えをもらうことで、ああ、やっぱりそうだったのねとか、

やっぱり思ったのとちょっと違うねとか，そういう議論にまたつながりますので，非常に有意義だと思います。

龍岡委員

今，1番の方は自白事件だったんですけど，否認の事件の方にちょっとお1人，お伺いしたいんですけども。どなたでも。

4番

私は，裁判員6人と，補充員2名の計8名のうち，質問を自らしたいと申し出たのは，私，含めて3名。で，それぞれが2点か3点ずつ，質問したんですけど，私は2点質問して，2点目のほうは，1点目の質問の答えが意外だったので，しなくて済むことになっちゃったので，1点だけ質問して，それで私は十分納得がいきました。

司会者

7番の方，自白事件ではあるんですけど，まだ1度もご発言になってないんで，この機会にどうぞ。

7番

私も1回か2回，質問をさせていただいたんですが，十分，自分のその疑問点については，確認をできたかなと思ってます。あと，ほかの方が質問もいくつか積極的にされていたので，全体としては，疑問が残らない形で，審理が進められたんじゃないかなという感触を持っています。

司会者

そのほかの方，どうぞ，椎橋委員。

椎橋委員

椎橋と申します。4番の方にお伺いしたいのですが，否認事件で9日もかかって，大変難しい事件だったと思うんですけど，

さらに区分審理ということですね，この区分審理について，最初，前の事件についての説明を受けて，それから強姦致傷の事件について審理するというので，その量刑はすべてについて行われたんですよね。

前の事件と，それからご自分で事実審理をした事件と合わせて量刑をするということについて，その両方を自分のところで行うということについては，何か問題を感じたとか，あるいはスムーズにいったとか，そのあたりで何か感じたことはございましたか。

4 番

はい。要は，量刑は全部にわたってやるけども，裁判員として呼ばれたのは，その中の1件だけだと，そういうことなのかなと思うんですけども，これは，違和感は感じました，最初。しかし，10件も同じような事件をやっていたら，恐らく最長で，ここで19日とありましたが，そんなもんじゃ，多分進まないでしょうし，現実論として，これはやむを得ないのかなと思っています。

あと，裁判官から聞いたと思うんですが，裁判員を呼んでやらなければいけない罪名の中には，強姦は入ってないとか。私は強姦致傷というので呼ばれているので，そういう意味で法的にも仕方がないということだったんで，少し当初は違和感を覚えました，そこは納得の上で活動できたと思っています。

司会者

よろしいですか。

どうぞ。

内田委員

内田と申します。専門は心理学なのですが、今までの経験者の皆様の言葉を伺っておりますと、実に真摯に、誠実にこのことに取り組まれたということに、まず敬意を表したいと思えます。

で、私は言葉に非常に興味を持っておりまして、特に討論の、本当に対等に討論ができるのかということに興味を持っているものですから、その観点から、評議の場で、これは表に見えないものですから、裁判は傍聴することはできますけれども、評議の場で、一体、専門家の裁判官と、それからある意味では法律に素人の市民の方との間で、対等な討論というのが進行したのかどうか。

先ほど2番の方がおっしゃられた、ちょっとそれを示唆するようなご意見を言われましたけれども、お弁当と一緒に食べながら、日常の話をしながら、リラックスした雰囲気の中で話ができたとようなご紹介もあったんですけれども、実際に、評議は、見えないものですから、どなたでも結構なんですけど、1番の方とか、あるいは5番の女性の方に聞かせていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

評議の場での、皆様方、裁判官の方との評議の場で、自由に意見を言ったり、あるいは質問したり、自分の取り組んでいる裁判について、理解するために、うまく評議の場での討論というのができたのかどうか、そのあたりをお聞かせいただきたいと思えます。

1 番

答えとしては、「はい」というところなんですけれども、まず、事件の内容が何であれ、こういう場に呼ばれて意見をしな

さいということ自体が非日常だと思うんですね。

で、そうなったときに、いろいろ聞かされて、話をしてくださいと、そういう形での議論であれば、皆、躊躇してしまうというか、意見すること自体がすごく難しいなと思うんですけども、まず、招集された際に、どういう形で評議というのを行いますと。どういう形で討論していったら、どういうところでああなたの意見をこういうふうに聞きますので、言ってくださいと。

そういう枠組みがかなり私のケースでは、しっかり事前に質問等々あって、皆で理解したという気持ちでありますので、すごく発言もしやすかったですし、そして、この事件の被告人が女性だったんですね。そういった意味でも、男性のほうから、女性ってこういうとき、どういうふうに思うんですかとか、そういった質問もかなり出ましたし、専門知識を持ち合わせてなくても、その議論をリードされる方の受け入れ態勢というか、こういうふうに話を進めていったらいいんじゃないかと、そういうやり方というのにもよるんだと思うんですけども、私のケースでは、非常にスムーズに議論が進んだと記憶しています。

3 番

まず1日目は、裁判員の人たちがとても緊張してたと思います。特に男性の方とか、緊張してまして、でも、裁判長もそうだし、裁判官の人たちもすごくフランクで、法廷では緊張してたんですが、部屋に戻ってくると、まず冗談とか言ってくださって、すごく場を和ませてくださって、で、よくテレビで見る裁判長とかのイメージとは全然違って、こんなにもすごい人間味あふれるというか、すごく普通感覚の方たちなんだなっていう印象で。

で、2日目に入ったら、1日目はすごい緊張した男性の方がすごくしゃべるようになって、自分は本当はこう思ってたんだ、ああ思ってたんだってことを、すごくしゃべるようになって。で、皆いろんな意見を言えるようになったので、私のときは、すごく裁判官の人たちが話しやすい雰囲気を作ってくれて、よかったと思っています。

5 番

そうですね。やはり私も裁判官、裁判長の方と会うのは初めてだったので、どんなえらそうな人たちなのかなっとは思ってたんですが、1名、裁判官の方に女性の新人の方がいたっていうことも、和ませる要因だったのかなと思います。とても3人とも、非常によい方で、そういうのもあって、思った以上に皆さん、意見をすごく聞いてもいないのに、言い出して。

もう、わあっという状態で1日が終わる感じだったので、緊張するというのは一切なく、思ったことを素直に、自分が日常こういうことをやってるから、こうなんだよというのが、意見がすごい飛び交ったのに、私は自分自身びっくりしました。

司会者

内田委員、いかがでしょうか。ほかの方にもお聞きしてみましようか。

じゃ、そちらから評議の感想を、何でも結構ですので、述べていただけますでしょうか。

8 番

今日は辛口でと言われましたので、余り話さないようにしようと思っただけで、非常にすばらしい進行をしていただいたと思います。

特に陪席の裁判官のお二人は、すごく若い方、若い男女だったんですが、いわゆる美男美女でして、これ、裁判員用なのかなと思ったぐらい、どんなサービスなのかなと思ったぐらい、非常にホテル並みの気遣いだなど、正直思いましたね。

もっと言うと、そこまでサービスしなくても、高給取りなわけですから、もっと職務に励んでいただいていた方がいいのになと思うぐらい気遣っていただいて、かえって恐縮した思いがあります。

実際、評議自体は、非常に先ほど1番の方もおっしゃいましたけども、最初に考え方と、あと、どの場面でどういったことについてコメントをもらいたいというのは、最初にかなりきちんと説明いただきましたので、全くフリーハンドで話せと言われたら、確かに何言っているかわからないようだったと思うんですけれども、そこはうまくリードしていただけたかなと思います。

7 番

そうですね。私のところの裁判長、裁判官、非常にやはり気を遣っていただいているというのは、非常に伝わってきましたし、恐らくその裁判長のスキルによるんだらうなど。でも、今日の皆さんの話をお伺いして、一律同じような反応というか、サービスというか、対応されているというのを聞いて、恐らくファシリテーションというのを徹底されているんだらうなどというふうに、クオリティがかなり高いところで運営されているというのを感じました。その辺は個別にというよりは、何らかのファシリテーションの共通なトレーニングとかをやっているのかなというのを、逆にちょっと聞いてみたいなど。

裁判官に任せているのか、それともある程度、そういうトレ

ーニングをして、ある程度フレームワークをつくって、多分やっているんじゃないかなと。お菓子を買ってくるとか、実はそういうのも一応ノウハウ的には共有してるんじゃないかなあと
思えるほど、レベルの高いファシリテーションの場だったような気がします。

6 番

ほんとに驚くぐらい、全く同じ感想ですね。評議で発言しやすい、そういう雰囲気づくりを非常に気を配っていただいたという印象です。

司会者

ほかの方、よろしいですか。はい、どうもありがとうございます。

そのほかの委員の方で、いかがでございましょうか。

じゃ、岩橋委員。

岩橋委員

どなたでも結構なんですけれども、検察官の立場でいろいろとお聞きしたいことがあるんです。調書というものが、お読みになったと思うんですけども、先ほど、どなたかが、調書というのは、6番の方ですかね、でき過ぎてるといようなこともおっしゃったんですけども、調書の重みといいますか、ほんとのことを書いてあるのか、それとも、この人がほんとにそういうことを言ったのかというところは、正直言って、どうなんですか。

先ほどの話だと、状況証拠があれば、それでもう被告人が何言っても、これで勝負あったみたいな、8番の方がおっしゃったんですけども、そうであるならば、調書なんか要らないと

いう話なのか，そのあたり率直なところをお聞かせ願いたいと思うんですけれども。

それでは，6番の方，ちょっとお願いできますか。

6番

いや，調書が要らないという話ではなくて，そうですね，証人尋問の中で，証人が調書をとられた状況を事細かに説明するシーンがあって，そこで調書の信頼性というのを，皆疑った部分はその裁判ではあったんですけれども，数ある証拠の一つとして，調書の存在が非常に重要だったというふうには思っています。

岩橋委員

それじゃ，3番の方にちょっとお聞きしたいんですけれども，先ほど冒頭で，証人尋問か調書かという話になって，仮に被害者が出てきたら，刑が重くなったかもしれないという発言もされたと思うんですけれども，今回は，経験された裁判では証人が出てこなくて，調書だったんですけれども，それで十分だったということなのか，それともやはりでき過ぎてるなというご感想だったのか，そのあたりはいかがでしょうか。

3番

被告人が，薬の乱用で，そのときも心身ともに衰弱してまして，何か，体もいつも震えてて，声も震えてて，言うことも，毎回毎回，違うようなことを言ってたので，裁判員が質問しても，昨日言ったことと今日言うことが違うというような，言うことが毎回違うから，何を正しいって思うのかというと，もう調書とか，そういったものでないと判断できないかなって思いました。

被告人の言うことは、今、言ってることは、多分、ちょっと薬の関係で、頭のほうもちょっと整理できてないかなと思いついて、なので調書とかはすごく重要視しました。

いろいろと質問とかする機会もあったんですが、結局は時間の無駄というか、言ってることが毎回違うから、もう昔の、その人の言った発言に戻ろうかという、そういったことを評議の間、話し合ったりとかしまして。

ちょっと話は変わるんですが、先ほど、もし被害者の方とかが出てきて、お話ししてくださったら、もうちょっと被害者の方に添った量刑ができたかもしれないって、さっき思ったんですが、評議の中では、皆、自分がもし被害者だったらどう思うかということとは、すごく話し合いました。

いろいろ話して、そういう話の中から量刑を決めていったんですが。

司会者

被害者の方は、証人として出ていらっしやらなかったわけですね。それで、供述調書という形で被害の状況を理解しようと思われたわけですが、それで十分だったかどうかというような、そういう点、いかがでございましょうか。

3 番

私は、十分だったと思います。

酒巻委員

さっきの話に戻ってしまいますが、皆さんのお話では、裁判官の評判がものすごくよくて、様々の配慮が行き届き、評議では話しやすかったとのことでした。私のような大学の先生は、疑り深いのでそうじゃない場合もあるんじゃないかと思うので

す。とっても話しにくかったとか，あるいは，裁判官がしゃべると，向こうはプロですから，何かちょっと気圧されてしゃべりにくいとか，そのようなことはありませんでしたか。

裁判員制度を設計するときには，一般国民の方と，毎日毎日裁判をやっている裁判官とは，随分，知識，経験の差があるので，プロがしゃべり過ぎると，一般の方はしゃべりにくいんじゃないかとか，いろんなことを想像しながら制度を設計したんです。

先ほどの皆さまのお話では，裁判官が実に立派にしゃべりやすい雰囲気を作っていたそうですが，ほんとにそうだったのか，もし悪い面や，もっとこうしたらよかったといった側面もありましたら，ぜひ言っていたきたいと思うのです。いかがでしょうか。

4 番

はい。その話しやすさの場作りというのは，私もプロかなと思うぐらいでした。先ほどの方の質問で，評議中話のレベルが合ったのかという質問があったんですが，私どもの事件について言えば，最初の段階では，やっぱり裁判員にも個体差というのがあるというか，感じで，ちょっと何を言ってんだろうなんていうレベルだったんです。結構乖離はあったんですけども。

裁判長は，最初に言っていた言葉は，まずこの事件に対して個人的にどう思いますかというアプローチをしていってくれたので，非常に皆さん，話しやすいスタートの場をつくってくれたので，非常にそこら辺は裁判長はうまい方だなんて，私は思っています。

司会者

いかがでしょう。ほかの方でも，今のご質問に対してお考えになっているところがおありでしたら，2番の方，いかがでしょうか。

2番

3名の裁判官の方と接して，何かおかしいじゃないかとか，けしからんことを言うなというようなことは，正直ありませんでしたね。ですから，特に，何か意図して，いいような話をしているわけではありません。

ついでに言わせていただければ，法廷で検察官も被告人を呼び捨てになんかしてないですよ。そういうのも，裁判員として出席して，参加している者にとっては，何かソフトにずっと入っていけるような感じがして，悪いことじゃないなというような気もしました。

裁判官の印象もよかったのと，検察官もテレビドラマで見るとは随分と違う接し方をされてるんで，私個人としては，裁判官，それから弁護士，検察官ですね，公平に，何か先入観なしに，それぞれの方の意見を私なりに咀嚼して，評議室では意見を言ったつもりです。

司会者

椎橋委員，どうぞ。

椎橋委員

その点に関連するんですけれど，例えば，審理の中では法曹の方々はわかりやすい言葉を使って，お話しされていると思うんですけれども，それでも専門用語というのはときどき出てくると思うんですよね。

その専門用語について，どうももう一つわからない，だけど，

もしかしたら，わからないのは自分だけかもしれないと考えて，少し質問するのは気後れするというような形でしばらく審理が進んでいってしまう。評議の中でもちょっと質問を控えてしまうというような，そういうような場合というのはありませんでしたでしょうか。

司会者

どなたでも結構なんですが，もしよろしければ，1番，3番の方，いかがでしょうか。1番の方。

1番

私が記憶している限りにおいて，そういうようなケースはあまりなかったように思います。「疑問があれば，その都度言ってください。」というふうに言われておりましたし，あと，結構，休憩も細かに取っていただいたので，「一旦，ここまででだいじょうぶですか。」みたいな区切りが結構あったんですね。

ちょっと休憩入る前にこれを聞いておきたいんですけどもみたいなこともありましたし，あとは，個人の裁判員の方で，ここまでは自分の中で理解したいけれどもっていうのは，個々，差があるでしょうから，どこまで皆が全く同じ情報量で，全く同じ理解にするというのは，どこまで行っても無理な話だと思っているので，ただ，議論に参加する個人として，把握しておくべき内容，持っておくべき理解というのは，十分にされてたと思います。

3番

裁判官の方は，すごく易しい言葉で話してはくださったんですが，ちょっと主婦歴が長くて，いろんな勉強もしてない中で難しい言葉が出てきて，あれ，これはどういう意味かなあと思

いながら，前後の話を聞いてて，多分こういう意味だろうなあなんて思いながら，でも，それを質問するのはちょっと恥ずかしいので，何となくこんなことだろうなと思いながら，聞いたことはあります。

司会者

で，最終的にその疑問は。

椎橋委員

おわかりになって，それで何というか，ご自分が議論する，評議をする上では支障はないというような形にはなったんですか。

3 番

はっきり確認はしなかったもので，あいまいなまま，きつこういうことを言ってるんだらうなっていうままで終わってしまって，で，家に帰ったら，この裁判のことはとりあえず忘れてくださいとか，言われたので，家に帰って，あの言葉をインターネットで調べたりとかすればよかったんですが，何か家に帰ったら，ちょっといろいろ忙しくて，子どものこととか，いろいろ家のことをやらなければいけなかったもので，そのことははっきりさせないまま，次の日を迎えてしまい，でも多分こういうことだろうなあって思いながら，3日間過ごしてしまいました。

司会者

6 番の方，どうぞ。

6 番

理解という部分で言うと，今日，最初にこの場に呼ばれた控室に私が入ったときに思ったのは，多分，それぞれの裁判員裁

判の中で、ある程度、自分で話ができる人を呼んだんじゃないかな、ある程度、理解力があって、発言できる人を呼んだのになって、見た目で思ったんです。

というのは、私が参加した裁判のときに、やっぱり見た目でこの人、大丈夫かなというようなレベルの人もいたので。あと、年齢的にも、年齢的には20代から80近い方まで。割と国民全体というか、社会全体で言えば、3割ぐらい、いや半分ぐらいは、もしかしたら警察と検察も区別もつかないんじゃないかなという気がしますし、そういう意味では、私、個人的にはわかった、理解してよかったと思ってるけど、もしかしたら参加者の中にはわからないままだった人もいたかもしれないという気はしています。

司会者

どうぞ。

内田委員

先ほど、2番の方がとても重要なことをおっしゃってくださいました。やはり判例などを理解するのに、少し勉強の時間が必要であったと。朝8時半から入って、その資料を読み解くような時間を自主的に設けられたというお話を伺ったのですが。裁判員の皆様は、資料を持って帰れませんから、それを読み直して、理解を深めるというような時間を設けたほうがよろしいでしょうかというのが1つ。

それからもう1つは、6番の方は19日もこの作業に、職務に従事されたわけで、職場の方にも迷惑をかけたと言われてたんですが、19日にもなると、ご負担が多く非常に大変だということですよ。

どうなんでしょうか。第一に、判例を理解するための時間を設けた方がよいのかという点、第二に、日数が長引くことによる負担という点、この2つの点を伺いたいと思います。

司会者

どうぞ。

8 番

私が参加して思いましたのは、先ほど酒巻委員のほうからご質問があった内容にもちょっと絡むんですけども、裁判官の方と裁判員の我々との間で、何か大きな違いがあったかという点、正直余り感じませんでした。

むしろどっちかと言うと、裁判官かそうじゃないかということよりも、人生経験をきちんと持っていて、人の話をちゃんと聞いてと、要は人として、この人すごいなと、人格者だなという方のほうが、すごくいいリードをしていったというか、すごくいい意見を言ってたように思います。

それは、特に私が担当した事件の裁判官の方、私より年下の方が2人ともということもあったのかもしれませんが、そういう意味では専門の知識というのは、正直それほど必要性は感じませんでした。むしろ、それは裁判官の方にお任せしていいのかなと。

で、実際、きちんと裁判に携わるということになると、もちろん2番の方、おっしゃったみたいに、勉強して、もっと公平性もきちんと考えて、法的な解釈まできちんと我々が理解してということまでやらないといけないのかもしれないんですが、恐らくそこは役割分担ということで、今の制度はやってるんじゃないかなと思ってますので、限られた時間の中で、自分の意

見，通常の感覚から出てくる意見というのを出せば，それで今のところはいいんではないのかなと，もちろん改定の余地はあるのかもしれませんが，そういう役割を与えられたんだと私は思ってます。

司会者

では6番の方，職場等も含めて，ご家庭も含めて，負担の問題は，いかがでございましょうか。

6番

家庭の負担という部分では，普段，会社へ行くよりも早く帰れたので楽なんですけど，職場という部分では，今でも仕事に負担がまだ残っていますし，人間関係も結構壊れたような気がしますし，忙しくなるとぎすぎすとしますから。

そういう部分では非常に大きい負担だったというふうに言えますけれども，個人的には周りの人は迷惑のほうが多かったんでしょけど，私，個人的にはメリットのほうが多かったんで，マイナス面を補って余りある経験だったというふうに思います。

司会者

どうぞ。7番の方。

7番

日数なんですけども，19日間もというのを，今日聞いて，そんなに長く担当された方がいて，ちょっとびっくりしたんですけども。自分がもし19日間ということ的前提に，前もってわかっていたら，もしかしたら断っていたかもしれません。業務上支障が出るので，受けられませんと。はっきり19日間であれば，多分ノーと言ったと思います。

4日間というところで，ある程度折り合いはついた。せいぜ

い1週間，それが10日以上ということになると，正直，業務上やはり問題があるので，そこは，それを強制的に出てくださいと言われると，やはりそれはいろいろ問題が出てくるんじゃないかというふうには思います。

司会者

ありがとうございました。

じゃ，これは最後の1問ということで，よろしいでしょうか。

今田委員，どうぞ。

今田委員

参加されて，いろいろ心配，事前には心配されたけれども，参加されていい経験だったと，重い職務を全うされた，で，ある程度の満足感も持っておられるという印象を持ちました。

で，あえてここで伺いたいんですが，いろいろ懸念されたものは，多くのものはクリアされて，うまくいったんでしょうけど，その中であえて伺いたいんですが，やっぱりこの点は予想を超えてきつかった，厳しかったというようなことが，もしおありでしたら，ぜひ教えていただきたい。

司会者

どなたでもよろしいでしょうか。どなたか，お1人。じゃ，3番の方，どうぞ。

3番

1日目に台風が来てる時期で，学校が急に休校になってしまって，ああ，どうしようと思って，子どもが，家にずうっといるのに，私も夕方まで帰れない。だからもう，休憩の時間のたびに子どもに電話して，ごめんね，ごめんねとか，今，何やってるとか，電話したんですよ。

で、2日目が終わるころに、台風来てるよという、で、裁判長の方が、早めに帰っていいですよと言ったんですが、何と山手線とか、いろんな電車がストップしてしまっていて、どうしよう、帰り道ない、でも、旦那の職場がこの辺なので、新橋で待ち合わせして、新橋から歩いて、最寄の駅まで行ってって。でも結構、すごい時間がかかって、家にたどり着いて、ああ、これはちょっとしんどかったなと思いつつ、次の日は、電車も復活したので、時間どおりに行ったんですが。

でも、ほかのメンバーも、1人以外は皆、遅刻せずに、3日目集まって、いやあ、皆、昨日大変だったね。でも今日は間に合うように頑張ったねという感じで、やっぱり皆、すごいやる気で頑張ったんですが、天候の問題は結構、9月とか、あとは地震のときとか、いろいろ大変だったんじゃないかなとかって思いました。

司会者

そのほかの方で。

どうぞ、5番の方。

5番

私は、期間中と、終わってから思ったことが2つありまして、期間中、1つ目は、メンタル的にその人のことを家庭環境ですとか、親族とのつながりですとかを、いろいろ正しい判定をするためにいろいろ考えたので、自分で結構重くなってしまいました。6番の方みたいに、19日もそれをずっと考えてたら、どうなんだろうかっていうのは、今、1つ思ったことです。

2つ目は、これ、終わってから思ったことなんですけども、私たちは、やはり犯罪とはすごく無縁のところでは生活してます

ので、今回の判定が重かったのではないかなというふうに、ちょっと自分で思ったところがあります。

司会者

1 番の方、どうぞ。

1 番

私は、仕事をしてまして、裁判の期間中ちょうど自分の抱えてる仕事が大変な時期だったんですよ。それは事前に察知するとかではなくてお客様マターだったりする案件だったので、終わってから、帰って次の日の朝 2 時ぐらいまでオフィスにいたんですね。そういうことがやっぱり発生しますのです。

幸い私の職場は、かなり裁判員制度というものに皆が興味があって、皆がすごいサポータティブな態勢でいたということが幸いして、あまりいいこと自体がイシューにはならなかったんですけれども、ただ自分の調整が難しかったと、それに尽きるんだと思うんですが。

それがすべてではないと思うので、企業によっては受入れ態勢ができてないところ等いっぱいあるかと思うので、実際にいらした裁判員の方でも、ちょっと会社がねと、そういう話をちらほら聞いたので、そこは今後、調整というか、何らかの改善が必要だと思います。

司会者

どうもありがとうございました。どうぞ。

8 番

私、選任手続のところ、ちょっともう少しこうしたらなと思うことがあったんですけども。選任手続にこちらに来て、そこで抽選で初めて、その日から、私の場合は 4 日間でしたけど

も、4日間、拘束されるかしないかというのがわかると。というのが、非常に仕事との調整をする上では、最後まで難しいと感じました。

むしろ4日間、間違いなく拘束されるんだということのほうが、かえってありがたいと思います。sonだけ周りにいろいろ、例えば調整つけてもらって空けたのに、選ばれませんでしたと。ちょっと帰るのは恥ずかしいなど。

もう少し高確率で選ばれるのかなと思ってたのは、ちょっと事前の私の勉強不足だったんですが、確か3分の1ぐらいの確率で裁判員に選任されたんだったと思うんですが、これ、ちょっと申し上げていいのかわからないですけど、ですので、意外とこれは確率低いなど、これはこのまま職場に戻って大丈夫そうなんだけどもどうしようみたいな、そういったのは正直ありましたね。

あと、私の場合は、日数が短かったということもありまして、あと裁判員として拘束される時間が、割りと夕方早めで終わってもらえたので、早めといっても5時、6時なんですけども、民間の場合はもっとそれ以上残業しますし。

私も終わって、そのあと仕事に行って、大体普段やるようなことを大体やってというのを並行してやってたわけなんですけども、多分、調整の仕方という意味で言ったら、どれぐらい間違いなく拘束される、されないというのがわかったほうが、多分会社員には来やすいと思います。

司会者

どうもありがとうございました。

それでは、ほかにまだご質問なさいたい方もいらっしゃるか

もしもませんが、一応、時間がまいりましたので、委員の方からの質問はこれで終了させていただきます。

報道機関のほうから、若干質問をしたいというふうに伺っておりますので、質問がございましたらお受けいたしますが、いかがでしょうか。

じゃ、どうぞ。

A社甲記者

A社の甲と申します。今月は司法クラブで、幹事社をしておりまして、司法クラブを代表して、有識者の方と裁判員経験者の方々に、1問ずつ質問をさせていただきたいと思っております。

まず裁判員経験者へのお尋ねですが、有識者との意見交換会を通じて、今後の裁判員制度の改善点について、今日新たに感じたこととか、最後にもちょっと出ましたが、今日の議論を通じて新たにこういうところはもうちょっと改善したほうがいいなというふうに、お感じになった点があれば、教えてください。

司会者

今のご質問ですが、先ほど8番の方は、若干それに言及されたわけですが、そのほかの方で、こういう点は少し改善がされてもいいんじゃないかというような、そういう点がありましたら、お答えいただきたいということなんですが、どなたでも結構ですが。

お差し支えなければ、1番の方あたりから、いかがでしょうか。

1番

今日、違う事件を担当された方の意見をお聞きしてということなんですが、自分のケースだけではなく、皆さん、共通して

裁判長，裁判官の皆様に入力態勢が同じようであって，非常にレベルの高いディスカッションができたということは，ひょっとしたら自分のケースだけで，ほかのところは違ったのかなという思いもあったんですけども，それは1点確認できて，すごくよかったと思っています。

個人の意見ですが，今の態勢がどうって，そういうところが論点になったときに，今まで続けていらっしやったことがそのまま今後も継続されていくのがベストなんじゃないかなと思います。

あとは，先ほど少し申し上げましたけれども，職場への配慮という意味では，やはり今後ちょっと考えていただけるといいのかなと，そういうふうに思います。

司会者

せっかくですので，もうお一方かお二方，ございませんでしょうか。

じゃ，4番の方，どうぞ。

4番

はい。今後改善したほうがいいかなと思う点については，1点だけありまして。何だっけ，検察と弁護人が理由も言わず，却下できる権利があると。

で，私の事件の場合は，何度も言っちゃって申しわけないですが，強姦ということで配慮した上だったのかもしれないですけど，これ，言っていることなのかな。8人全員男でした。私自身は，そのほうがよかったのかなとも思ってんですけど，実は親しい女性には，罪名だけはちょっと教えたんですね。

そう言ったところ，女性にもいろいろ捉え方があると思うん

ですけども、その女性は、そういう事件こそ女性の意見を入れるべきなんじゃないかっていうことを申してました。

ですから、理由も言わずに裁判員を却下できるという制度はどうなのかなと、正直、公平な意見を聞くためには、やっぱり女性も入れたほうがあえてよかった事件なんじゃないかなと、だから、あの制度はどうなのかというのは、ちょっと正直思っています。

司会者

今は、選任手続についてのご意見なわけですね。

もうお一方、ご意見がおありでしたら。どうでしょう。7番の方いかがでしょうか。改善点等。

7番

改善点ということになるかわからないですけど、日数が長期にわたると、どうしても仕事をしている人には、それなりの影響が出るので、それを制度なり何なりで社会全体としてそれをサポートできるような、そこに裁判員に選任された場合は、会社としてきちっとバックアップできるというような仕組みができてないとなかなかそこに集中できないというのが現実なんじゃないかなと思ってまして、そういう仕組みづくりというのは、やってかなきゃいけないんじゃないかなと思っています。

司会者

A社の方、よろしいですか。

じゃ、もう1問、どうぞ。

A社甲記者

有識者の方にお尋ねですが、今日、裁判員経験者の方のご意見をじかに聞いたことによって、今後、裁判員制度の意義とか

課題について，新たにお気づきになった点とか，ございますでしょうか。

また，そのお気づきになった点を今後の議論にどう生かしていきたいというふうにお考えですか。

司会者

委員の方，どなたでも結構ですので，ご質問にお答えいただけますでしょうか。

龍岡委員

どなたもお答えにならないので，そうですね。今日，伺ってて，勤務をしている方の関係がかなり大きな問題になったなということを感じます。こういう方にも参加していただきやすいような体制をやっぱりつくっていかなければならない。それはどうしたらいいかということ，今後とも検討していかなければならないんじゃないかなというふうに思います。

私の印象では，非常に皆さんよくやっていたいてるなという感じで，特にこの中で6番の方ですか，19日間も参加されたという，こういう方もおられるということで，それが現実には可能だったわけですけど，これからまでもっと長い事件，長い職務従事日数を必要とする事件も多分出てくるだろう。それに対してどう対応していくかというのは，1つ，大きな課題ではないだろうか。参加していただければ，皆さんほんとはよくやっていたいてるんで，制度としては非常に順調に動いてるなという印象を持ちました。

司会者

榊井委員，どうぞ。

榊井委員

なかなか難しい質問で、今日、新たに気付いたことは何かという質問で、答えにくいという点があるので黙ってたんですが、申し上げますと、まず新たに気付くというよりも、改めて、裁判員制度の中で参加された方々が、裁判官という極めて専門の方と、いわゆる市井の方というか、うまくかみ合う形で議論が進んでるんだなということ、目の前で話を伺って、納得できたということが、まず非常に大きいと思います。

それから、それが一番大きいし、恐らくこれだけの貴重な経験とおっしゃったものが、そういう経験、非日常の経験を経られて、これからどのように社会の中で発酵していくというか、いくのかなという期待を強く持つことができました。

それから、やや技術的なことですが、新たに気付いた点と申し上げますと、これまで私なんか、裁判員裁判を見学したときなんかは、やはりちょっと調書を読む時間が長くて、これはなかなか理解しにくいんじゃないかという印象を強く持っていました。それは変わらないんですが、ただ、そういう単純なことではないようだとも思いました。例えば、覚せい剤事件で、否認してるときに、法廷でいろいろ否認をするのを見ていて、それから調書が出てきて、またそこで考えてみるということも1つの道ではあったということをおっしゃる方もおられました。

また、その一方で、やはり、その直接生の、そこにいる人に質問する、その上手下手、その場での、これがやっぱり重要だという、当然の意見がありましたが、同時に調書も、日本的な刑事司法という脈絡の中で、その使い方というものはあるのかもしれないなと感じました。新たな使い方、あるいは新たな形の調書ということかもしれませんが、そのようなことを今日、

新たに気がついたということであれば，そんな感じを今，ざっと思ったという次第です。

司会者

ありがとうございました。

もうお一方程度，ご感想をお聞かせ願えればと思うんですが，いかがでございましょうか。委員の方で。

いかがですか。じゃ，内田委員，何かございますか。

内田委員

先ほど，やっぱり家に帰って非常に気が重く，5番の方だったかかもしれませんが，やはりその裁判のことを振り返って，非常に重くなってしまったというようなことで，心理的なご負担というのが非常にあって，それが何日も続いたら潰れてしまいそうというような，そんな中でもきちんと取り組んでくださっていたんだということにまず驚きました。

ただ，やはり8番の方が言ってくくださったように，役割分担って，自分は，自分の感覚でその場に参加して，意見を言えばいいんじゃないかというふうに，少し気持ちを軽くするというような，そのためのサポートの仕組みというのをも，少し考えていくといいのかなと。

今，いろんな形でのサポート体制というのはでき上がっているんですけども，やっぱりこの裁判中にも，ちょっと気が重くなってしまったというようなときに，やっぱりそれを受け止めるようなところも少し考えたらいいいのかなんていうのを，先ほど伺っていて思いました。

で，評議については，非常に私は安心いたしまして，やはり裁判員制度を取り入れることで，国民が司法に参加する，そう

いうふうな水準にまで、私たちの意識というのが高まってきているんだなということで、ほんとはよかったなという、そういうふうな全体的な感想は持ちました。

司会者

どうもありがとうございました。

報道機関からのご質問は、以上でよろしいでしょうか。

じゃ、どうぞ。

B 社乙記者

B 社の乙と申しますが、6 番の方にちょっとお伺いしたいんですが、先ほどの調書について、話ができ過ぎていて、ストーリーとしてはわかりやすかったけども、腑に落ちない部分があったというふうにおっしゃったかと思うんですが、腑に落ちないというのは、要は、でき過ぎていて、そのまますんなり信用しづらかったという、そういう趣旨でいらっしゃったんでしょうか。

6 番

基本的にそうです。先ほど申し上げたんですが、証人が調書をとる様子を事細かに説明した、証人尋問のときにそういうシーンがありまして、で、そのときに、自分が言っていないことを書かれて、それで最後に、検事に泣き落としにあって、名前書いて、拇印を押しましたみたいな、そんなことを言ったことがありまして、確かに調書のとおりよりは、その場で証言した証人の話のほうが、腑に落ちるな、合点がいくなというふうに感じたシーンが1度ありました。

司会者

もう1点。どうぞ。

B 社乙記者

同じく 6 番の方にちょっとお伺いしたいんですが、先ほど、最後、判決を出すときには、この人がやったんだろうと思ったけども、やってないと言われていて、ちょっと不安になったと、そのあとで、控訴してくれたのでというお話がありましたか。

6 番

はい。すぐ控訴しましたね、被告は。

B 社乙記者

控訴するかどうかというのは、やっぱり気になって、ご自身で注意して、確認か何かをされたということでしょうか。

6 番

判決のあとで、すぐに控訴があったので、裁判長が教えてくれたような気がします。

B 社乙記者

それは、控訴してくれたので、ちょっと気持ち的に少し楽になったということなんでしょうか。

6 番

そうですね。そのときはそういうふうに思ったと思います。判決自体に疑問を持っていたとか、この人は本当は無罪かもしれないとか、かもしれないレベルまで思っていたわけじゃないんです。

ただ、私の考え方として、世の中に絶対があるという、そういう考え方はしないので、どこか何かひっくり返ってということは、論理上は、0.0001%はあるかもしれないという部分での引っ掛かりが、控訴によってゼロになったというか、そういう気持ちにはなりました。

司会者

よろしいでしょうか。

それでは，ほぼ時間もまいりましたので，これで意見交換を終わらせていただくことにいたします。

有識者を代表されて，椎橋委員のほうからごあいさつをなさるそうですので，どうぞ。

椎橋委員

裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会の座長を務めております椎橋でございます。本日は，裁判員経験者の皆様には，お忙しい中，お集まりいただき，また貴重なご意見，ご感想をお聞かせいただきまして，誠にありがとうございました。

私たちは，裁判員経験者の方々のご意見とかご感想につきましても，裁判のときをお願いしておりますアンケート，そういったものを通じまして間接的には皆様の声に接するということはございます。

また，私どもの委員会は，裁判員制度が実施されたあと，例えば，統計データとかアンケート調査，地方裁判所の実情等，それらの各種データ等を用いて，この制度の運用状況というものを分析するなどして実証的に検証していくことを主な仕事として行っております。

しかしながら，裁判員裁判を経験された方から，直接生の声をお聞きするということはございませんで，本日が初めての機会でございます。そういう意味で，本日，裁判員裁判を経験された皆様方から貴重なお話を直接伺うということができましたことは，私ども懇談会のメンバーにとりまして，この上なく貴重な経験となりました。

そのことにつきまして、懇談会委員を代表いたしまして、篤く御礼を申し上げたいと思います。

今後の懇談会におきましては、本日お伺いしましたご意見、ご感想というものを常に念頭に置きながら、裁判員裁判の運用の改善に向けて、より実りのある議論ができるように努力してまいりたいと強く思ったところでございます。

最後にこのようなすばらしい機会を設けていただきました東京地方裁判所の皆様にお礼を申し上げまして、私からのごあいさつとさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

司会者

それでは、皆様からありましたご意見、これを私ども実務家も真摯に受け止めまして、法曹三者協力して、よりよい裁判員裁判を目指して取り組んでまいりたいというふうに思っております。

さて、本日、経験者の皆様にはあらかじめお話ししておりませんでした。傍聴席で最高裁判所の竹崎博允長官が意見交換会を傍聴しておられました。裁判員裁判を実際に経験された皆様の裁判員裁判に対する忌憚のない生の声を、ぜひ直接お聞きしたいということで、本日傍聴されていたものであります。

裁判員経験者の方々と有識者の皆様の意見交換のお邪魔にならないようにということで、先にごあいさつするのは控えておられましたけれども、ここで一言、長官より皆様にごあいさつをさせていただきます。

竹崎最高裁長官

高い席から立ったままで失礼いたしますが、一言お礼を申し

上げたくて、発言させていただきます。

この会が開かれるということを伺いまして、ぜひ傍聴させていただきたいということをお願いいたしました。

裁判員の方には、ちょっと不意打ちになってアンフェアだと思うんですが、冒頭に司会者のほうからお話がありましたように、今日はできるだけ辛口のお話を聞かしていただきたいというのが、会の趣旨だと伺っておりましたので、運営する責任者の側が座っているということになれば、辛口の意見も言いにくいだらうと思って、あとでその点はおわびするという事で、傍聴させていただいたわけであります。

裁判員制度が始まりまして2年半余りになります。これまでのところ、非常に順調に運営されてきているというように言われておりますし、私もそう考えております。

つい先日、この領域では大先輩に当たりますアメリカの連邦最高裁判所の退官された裁判官の方がお見えになって、日本で裁判員制度を始めたそうだけれど、どうしてそんなにうまくいっているのかと、どこにその理由があるのか知りたいということをおっしゃいました。

私は、基本的に言えば、裁判員となる方の誠実な姿勢というのが一番の理由であろうということをおっしゃいました。非常に高い出頭率、そして熱心に審理に臨まれ、また活発に評議において意見を言われているということは、裁判官を通じても、あるいは報道機関を通じても、耳にしていたところであります。

そういう意味で、いいスタートを切れたというように思っております。この席で改めてお礼申し上げたいと思います。

ただ、そうは言いましても、裁判員制度というのは非常に大

きな制度でありまして、検討すべきことはたくさんありますし、これが国民の理解を得て、定着していくためには、常時見直していかなければならないと思っております。

今日も出ましたが、どうすればもっと参加しやすい制度になるかとか、あるいは、もっと裁判員の方が理解しやすいとか、意見を言いやすい制度になるかというようなことを、私どもとしては、常に考えていかなければならないというように考えているわけでありまして、そういう点で、懇談会の方々のご意見も伺いながら、制度の改善に努めていきたいと思っております。

裁判員制度というのは、法律家と、それから一般の国民の方が、それぞれの事件において意見を交わすということで、互いに進歩していくということを前提とした制度でございます。

同時にまた、今日のように、それを経験した人と、全般的な運営に関与する人々が集まって、意見を交換するというのも、また大いに意味のあることだろうと思えます。

そういう意味では、皆さんには、既に二重の意味でこの制度に貢献していただいたわけでありまして、本当にありがとうございました。

我々としては、これを参考にして、今後大いに努力していきたいと思えます。今後ともよろしくお願いいたします。今日はどうもありがとうございました。

司会者

それでは、長時間大変ありがとうございました。

以上をもちまして、裁判員経験者の方々和有識者の委員の方々との意見交換会を終了させていただきます。

本当にどうもありがとうございました。

以 上